

選挙大干渉の政治史的考察（6）

春 田 国 男

A Consideration of "Senkyo-Daikansho"
in the Context of Japanese Political History (6)

Kunio HARUTA

—

投票日までの衝突が、最も大規模に生じたのは高知である。したがって明治25年2月15日という、記念すべき日を物語るこの章も、やはりその南国之地からはじめねばならない。

高知市内にある裁判所の門と玄関は、すでに15日前夜から大きく開け放たれ、その両脇には一晩中提灯がかかって辺りをあかあかと照らしていた。これはいつどのような時間にも、検事や予審判事たちが騒動の現場にすばやく駆けつけるためであり、また高知市民が急を知らせにこの裁判所に駆けこんでくる場合に備えたものであった。市内では早くも放火のうわさが飛び、人々はほとんど寝ることもできずに街路に出て、そのありさまは「さながら乱世」（明25・2・16「読売」）の如くだったという。

不安な夜がようやく明けいよいよ投票の時刻となつたとき、だれもが予測したように、高知は戦乱状態となつた。次は2日おくれで東京の読者に伝えられた、その日の高知の様子である。

土佐安芸の二郡を除く外、各郡の今日の現況は戦乱と一般にて、投票所に赴く途中衝突して奮闘せざる所なく、斬りつ斬られつ、殴つ殴れつ、白昼と雖も今日は銃器刀剣を公然携帯して横行すると云ふ有様にて、最早取締の道も立たざる体にて、到る処修羅の巷となり

たり。就中其甚しきものを挙ぐれば、香美郡佐古村に於て只今県会議員楠目玄外数名は国民派に斬られ、楠目は余程の重傷なれば生命危うしと云ふ。又須崎発の電報に、幡多郡書記細川速水は自由派の為に斬殺せられたりとなり。其他長岡郡内にても今合戦の最中にて、勝敗決せずいへり。又香美郡の位地も前同様にて猛烈の戦ひ最中、自由派第三区応援の為高岡より引揚たる壯士一千名を東へ繰り出し居りて、土陽新聞社前は人の山を為し、従つて市内もなんとなく人心騒然たり。又第二区の内宿毛地方は取囲まれて投票函を持出す能はざる始末ゆえ、其筋にては奪はれざる様汽船にて選挙場に其函を送る手筈にて、今汽船借入の相談中なり。（後略）

（明25・2・17「東京朝日」）

この日投票が開始されたのは、全国的には午前9時をまわつた時刻であった。選挙法の規定では、現在と同様に午前7時と定められ、午後6時には終了となつていた。しかし投票場となつた建物のまわりには、曉の時間から政府派と民党の運動員が押し寄せ、何十名何百名と抜刀してにらみあうという状況だったため、開始時間がずれたと推測できる。だが不思議なことに、先のニュースのように〈修羅の巷〉となつた高知では、投票に出向いた有権者が、直接犠牲者となつたケースは報道されていない。

それにくらべこの日最大の騒ぎを引き起こし

たのは、北陸石川県の投票所であった。

○白刃を振て選挙を妨ぐ (15日午後1時30分金沢発)

吏党の村々に設けたる投票場には、壮士多人数抜刀にて民党選挙人を斬り廻りて入場せしめず。(中略)。河北郡笠野村の投票場前にて、吏党の壮士抜刀にて民党の選挙人を襲ひ、双方奮闘し、民党的立神一政氏重傷を負へり。(中略)。今朝石川郡御手洗村にて民吏両党の憤戦あり。為に民党的佐野健吉氏肋を抉られ、北陸新報社員清水直人氏も重傷を負へり。

○聞くも恐ろし (15日午後5時30分金沢発)

今朝石川郡野村投票場前に於て民党選挙人三名、吏党の為に斬らる。又投票場前には、吏党の壮士火を焼き、後鉢巻きにて五十名控え居り、民党選挙人一人も入場出来ず。御手洗村激闘の跡に死骸、腕、指等切れ切れに落ち散り、慘憺たり。

(明25・2・16「読売」新聞)

翌17日、この石川の騒動についてさらに詳細な報道が伝えられた。他の新聞も合わせて当日の御手洗村の様子を再現すれば、村の投票場には朝早くから抜刀の壮士30名が陣取り、さらに数百名の吏党運動員たちが建物の周囲をかためた。そして、念入りにも投票場にいたる橋を落とし、岸には無数の石を積みあげて防御の壁を築くというありさまであった。戦国時代の武士たちが、城を守って戦った光景と、なにやらそっくりであった。

しばらく時がたち、向こう岸に集結した民党的運動員や民党的候補者に投票するためやってきた有権者たちと、政府派との間で激しい投石合戦がはじまった。川をはさんだ小競り合いはしばらく続く。が、やがて、そのまま時間が過ぎて遂には投票できなくなることを恐れた有権者たちが、次々と水中に飛びこみはじめた。そして胸までの深さの中を、対岸の投票場に向け泳ぎだした。一方政府派の人々はそれと見ると、それまでの投石に替えて今度は銃撃を開始、また一部の者は風上に移動して灰塊を水中の人間めがけ投げつけはじめた。

命がけといえば、これほど命がけの選挙風景

はあるまい。まだ極寒の季節であり、しかも日本海地方という状況を考えると、このとき川中へ飛びこんだ人々の決意は、まさしく〈戦士〉の心持ちというほかはなかった。そして首尾よく向こう岸にたどりついたとしても、次には刀を使っての攻撃が待ち構えていたのであるから、おそらく彼らの一票の行使は不可能だったにちがいない。

しかしこの15日、水に飛びこんだのはなにも石川の有権者だけではない。次の手紙は、長野から立った自由党の中村弥六が友人あてに当日の様子を伝えたものである。

「最も困難なりし選挙人は、天竜川の橋上に擁して通行を妨げられたるより、憐むべし此輩は寒威膚を切る雪天に天竜川を泳ぎ越て投票場に来りたる者往々あり」

(明25・3・12杉浦重剛宛書簡)

さらに次の人々は、川にこそ飛び込まなかつたものの、この日超人的な決意で選挙にかかわった。栃木からのニュースである。

○暴漢の脅迫、選挙人の勇気 一昨日十五日栃木県第三区梁田郡御厨村長田沼武次郎氏は、途中に要撃せられて両部に刃傷を受けたるまま選挙事務を取り、又久能村高木清蔵氏は選挙場に到る途中、兇徒の為め額に刃傷を受けたるまま数十丁もある選挙場に走せ付けて投票を為し直ちに倒れたる程なりしが、両氏とも包帯もせずして他の選挙人を鼓舞せりと云ふ。

(明25・2・17「毎日」新聞)

数十丁といえば10キロを超える距離である。そこを顔面血に染まりながら走り、投票場に駆けこんだというこのニュースの人物などは、日本の議会政治史にしっかりとその名をとどめられる価値があろう。

しかし、「だが……」である。以上の人々はそれでもなんとか投票ができたり、あるいは投票所近くまではたどりつけた人々であった。ところがこの日、最初から投票所に向かうのが不可能となった有権者たちが続出した。

まず兵庫県神戸市では、有権者20名がその

日早朝から巡査の引率で酒楼にあがり、遂に投票時間を過ぎてしまった。もちろん部屋の外で厳重に巡査が監視していたための出来事である。

また山形では、前日から村のすべての有権者宅を警察署長が訪問し、そのうちどうしても政府派候補には投票しないという7名を、〈国家の大罪人〉として警察に連行した。人々がようやく釈放されたのは、翌15日、投票時間が終了した午後6時すぎである。

さらに同じ山形のある郡では、これまた政府派には投票しそうもない有権者の家に巡査があがりこみ、その日一日、どうあってもその家の主人を外出させなかつた。また、ある郡会議員は投票に行こうと玄関を出たところで警官に呼びとめられ、「何をしに行くのか?」と不思議な質問を受けた。そこで「これから投票に行く」と正直にこの人物が答えると、「ではたずねる筋がある」と強引に警察署まで連行され、遂には彼は投票する機会を失つた。

こうした出来事は、すべて第三議会で島田三郎と立川雲平が取り上げたものだが、同じようなケースは全国で数多くあったと述べられている。

さてこの日、スケールの点では高知や石川をはるかにしのぐ騒動は、佐賀県で起こつた。次の新聞記事は、佐賀よりの急報として東京各紙が伝えたものである。

○千余の暴徒警察署を襲ふ（15日午前11時15分発佐賀県発）

小城警察署（松田正久氏の居住地）を暴徒千余名にて襲撃し、防御の術なく署長以下一同当地に引揚げたり、一般の景況甚だ切迫せり。

（明25・2・16「読売」新聞）

○佐賀県知事兵隊の出張を請求す（15日発電）

本日午前十時熊本よりの電報によるに、佐賀県下は競争の熱度沸騰点に達し、喧々擾々警官の力を以て鎮圧すべからざる為、同県は第六師団（熊本鎮台）へ兵士一中隊

を請求せりと。

（明25・2・16「国民」新聞）

はじめての軍隊の出動である。このとき佐賀まで出向いたのは一中隊123名という数だったが、それでもこの選挙戦での最初の軍隊の出動は、日本中の耳目を引きつける大事件であった。いきさつをいえば、15日昼過ぎから政府派と民党の間で小競り合いが生じ、劣勢となつた政府派は遂に警察署に逃げこんだ。そこで千名以上の人間が警察の建物を取り囲み、前日まで干渉の先頭に立ってきた警察へのうらみも一気に晴らそうという大騒ぎとなつた。「警察署にては、斯くて果てぬるも詮なき事なり。いざや一方を切り抜けて徐ろに後挙を計らんと、鷺崎警部以下の警官、吏党者を打從へ一方の血路を開き、佐賀市を指して落ち行きける」と、なんとも見てきたかのような講談調で語るのは、「選挙実録」の作者である。

しかし結果として、このときの被害者は死者4名、負傷者90名以上であったから、やはり戦乱状態の勃発にはちがいなかつた。

この小城での事件は、遂に佐賀での投票を中止するという事態にまで発展した。当時の議員選挙法には、「天災若くは其他避くべからざる事故に依り」投票が不可能となつた場合はあらためて投票日を決めるとあり、それを適用したものである。これまた日本の選挙史上、最初のケースであったが、当時この規則を忠実にあてはめれば、佐賀のみならず全国で数多く投票中止の地域が出たと思われる。

二

2月15日午後6時。

混乱と緊迫の第2回総選挙も、この時間となればようやく終止符をうつはづであった。当時の選挙法が定めたこの後の処置は、次のとおりである。

（四二条）投票終ルノ時期ニ至リタルトキハ
町村長ハ其ノ由ヲ告ゲ投票函ヲ閉
鎖スヘシ

（四三条）町村長ハ一名又ハ數名ノ立会人ト

共ニ投票ノ翌日投票函及投票明細書ヲ併セテ選挙管理ノ郡役所又ハ市役所若クハ区役所ニ送致スヘシ

つまり二重の蓋と二重の錠でしっかりとガードされた投票箱は、一夜をおいた翌日、開票所となる役所に送りとどけるというのがそのころのやり方であった。しかしこれでは空白の時間が生まれることになり、たとえ厳重な監視に置かれるとはいえ、当然、投票箱の不安な運命が予測された。

15日当日の午前中、早くも東京で騒ぎが持ちあがつた。

○投票函の持逃げ　　府下十一区浅香、橋本、島田三氏の競争の模様は、予てそれぞれ記せし如く甚だ激烈なりしが、果せるかな昨朝午前九時千住村役場に於て選挙投票の際、壮士三十名計隊をなし投票場に闖入し、内一人は投票函を奪ひて逃去り其行方を知らずと。故に同警察署にては直に府下各警察署に電報して其捜索方を依頼せりと云ふ。

(明25・2・16「読売」新聞)

投票開始直後という時間からすれば、犯人たちの目的は投票行為そのものの妨害にあったようである。

ところで、投票が終われば次には投票箱の争奪戦になるという認識は、激戦区であればあるほど広がっていた。次の思い出は犬養毅が立った岡山三区の村長の言葉である。

「さて愈々投票の前日になりますと訪方に流言が行はれて居って、『明日は無事には済むまい』などと云ふ者が多いので、私も潛に心に決する所がありました。私の受持の箕島の有権者はせいぜい34、5票ではあり、これだけはどうあっても守らねばならぬと考へて、実は投票を全部早う済ませて貰うて、その投票箱を隣の寺の二階に隠したのです。そして似通うた箱を入れ代りに選挙場に出して置いて、何時これを奪はれても構はぬやうにして置きました。尤も偽物にせよ投票箱を奪はれたとあっては近郷の気勢にも影響いたすので、草相撲の角力取に護衛させました。今

で申せば立派な選挙違反ぢやろうが、違反といふ事から申せば最初から政府が師範株です」

(犬養健『国会事始』)

この切れ者の村長は、偽物の投票箱を置いた場所には、たとえ警官といえども県知事の許可証なしには近づくことを許さなかったという。

しかしこの岡山のようにその夜だけどうにか無事にすぎたとしても、まだまだ油断はできなかつた。なぜなら開票のためにはすべて投票箱を、郡役所や市役所に持ちこまねばならなかつたからである。各地の投票所から、そうした役所まで運ぶ道中に、またもや騒動が起こる可能性は十分にあつた。

○投票函の擁護　　2月16日午後1時高知発

今朝来投票函を廻送するを見るに、函の左右に力士腕力家附従ひ、一函に二百名ばかりにて周囲を擁護し、各自棍棒を携帯せざるはなし。 (明25・2・17「東京朝日」)

高知県安芸郡の出来事である。力士というのは、岡山の話と同じ、草相撲の人々であろう。

だがこのニュースの、1函200名の護衛というのは、実は物の数ではない。同じ高知の高岡郡では、護衛千名に達し、しかも途中では国民派千名の襲撃を受けて死傷者数名を出す大騒ぎとなつた。また宿毛郡では、さらに上回って三千名が投票箱を護送、土佐郡ではなんと五千人が付きそつて郡役所まで届けた。ただしこうした数字は、いずれも混乱時の新聞報道であるから、そのとおりだったとは断定できない。しかし高知においては、投票後も激しい戦いが続いていたことを十分証明する出来事であった。

このように手段をつくして防衛したとしても、投票箱が開票所に届かないという状況さえ生まれた。これまた高知である。

●投票函を抱て隣国に奔る

19日午後2時伊予宇和島発

高知県幡多郡和田村にて一昨十七日の朝、何者とも知れず郡吏を殺し投票函を奪はんとせり。護送者は途中より投票函を保護して当地に来れり。

(明25・2・20「郵便報知」)

まるで時代劇に見る幕府御用金の争奪シーンであるが、中身はまちがいなく、せいぜい数十票の投票用紙であった。

しかしこうした困難をどうにか切り抜け、やっと開票地にたどりついたとしても、投票箱の災難はまだ終わらなかった。今度は名古屋からの急報である。

○選挙立会人鍵を懷いて走る 昨17日午後7時30分名古屋発の電報

愛知県六区選挙立会人富田栄三郎といふもの、投票函の鍵を預りながら其儘形を匿したり。所在露はれて縛に就く。鍵は郡役所にて預りたるが、之れが為忽ち紛議を生じ、結局同投票は無効となれり。

(明25・2・19「東京日日」)

たしかに投票箱の鍵さえなければ、開票は不可能である。この出来事の犯人は、すでに投票の結果を知り、このような苦しまぎれの手段に出たのであろう。

しかし、もっと腰のすわった人物であれば、さらに堂々とした方法を使って、自分たちに不利となりそうな投票箱を始末した。前章にその名が出た高知県高岡郡の郡長中摩速衛は、郡役所に届いた投票箱に、なんと火をつけた。もつともさすがに焼きすぎてたとの報告はできなかつたとみえ、混乱の際に紛失したとの届けを、彼は政府に提出する。このため当時世間のつけたあだ名が、「中摩紛失斎」であり、実際には彼が投票箱を焼きすぎてたのだといううわさがもっぱらであった。

もし彼が投票箱焼きまでの理由で処罰されたとすれば、最高4年の禁錮刑であったから、3ヶ月の減俸というこのときの処分は、いかにも軽いものである。

三

ともあれ2月16日、後難つづきだった投票箱も、全国で次々とその蓋を開きはじめた。終わりがないかに見えた殺傷の日々も、遂にその終幕を迎えた。ほっとした思いとともに、苦い

後悔の気持ちが、多くの人々の胸中にこみあげてきたはずであった。次はそうした気分を伝える新聞記事である。

◎世界無比の選挙競争 西洋各国が血を以て買得たる立憲政体に引換へて、我が國が士民歓呼の中に憲法発布ありしさへ外国人は称して世界無比のこととなすに、今回我国選挙の模様を見るに、是亦世界無比と称すべし。其故如何となれば、国民の生命自由を重んずるは立憲国の中旨ともいふべきものなるに、今回の選挙は到る所殺傷争闘等の珍事相続で起り、平和の言論をまだるとして、競争の道具といへば刀槍銃に限り、一県の力にては平和の維持すべからざるよりして、憲兵の出張、尚それにも足らずして遂に師団兵を繰出すなど、十数日来の景況を回想すれば彼は村民の末路郡雄割拠の頃もかくやと思はるる程にて、かかる選挙は實に立憲国に其類なかるべければなりと或人は長嘆して物語れり。

(明25・2・17「東京朝日」)

ではこの〈世界無比の選挙戦〉で、いったいどれくらいの犠牲者が実際出たであろうか？次の数字は死者・負傷者を各県別に示したものである。

(死者) 一石川（2）佐賀（8）高知（10）福岡（3）熊本（2）
(負傷者) 一宮城（1）福島（3）栃木（8）群馬（1）千葉（40）大阪（6）兵庫（9）和歌山（1）奈良（4）石川（24）広島（1）高知（66）香川（1）佐賀（92）福岡（65）大分（2）熊本（37）鹿児島（27）

内務省調べとするこの数字は、のちいづれの資料にも採用され、死者25名、負傷者388名というのが一般的となった。

しかしこの日までの各地の騒動を見れば、こうした数字の信用性はあきらかに低いといわざるをえない。特に騒ぎの大きかった高知や石川では、投票の後まで死人が出たほどであり、それぞれ10名や20名の死者で治まるはずはなか

った。また他の府県の場合にも、死者はともかくとして、負傷者が一名やそこらですんだはずはない。さらに、あきらかに民吏両党が激突した形跡のある富山や神奈川がリストから漏れている点も、この政府調べの数字に疑問符がつくところであった。おそらく政府としても、各地の警察署が実際に殺傷沙汰の先頭に立ったものであれば、正確な被害の数字の公表には、大きなためらいがあったにちがいない。また、たとえ被害者となつた場合でも、あとあの面倒をおそれ調査に応じなかつた者も存在すると推測でき、「実際はこれよりも更に多く、何倍かに上つたことは疑いない」（高橋雄豺『明治二五年の選挙干渉』）という見方がやはり妥当であろう。

ところでこうした数字について、選挙の興奮がまだ冷めやらぬ時期、ひとつの興味深い見解が発表された。「女学雑誌」の記事である。

○屍の向ふ所 総選挙の際、人の死傷したるもの左の如しと云へり。

民党	死	傷	吏党	死	傷
高知	一二	三〇		一	一九
石川		二五		一	一五
熊本		八			一
富山		五			

一般に痛嘆すべし。而して特別に憤慨すべきは、殺傷の数格外に相違することなり。読者眼光紙背に徹すべき也。

(明25・2・27 三〇六号)

この「女学雑誌」の記事が、なにより眼を引くのは、死傷者の数を民党政と吏党政に分けて、このときの選挙戦の実態にすこしでも迫ろうとした点である。当時このような分析を試みた新聞や雑誌は、この「女学雑誌」以外にはなかつたことからも、数字の正確さはともかくとして、その姿勢は際立っていた。

ではなぜ、あれほど選挙干渉のニュースを熱心に報道してきたジャーナリズムが、自己規制と思える態度を取つたかといえば、これはあきらかに政府の検閲を考慮したものであった。次の表は、選挙戦の期間中、発行停止にあった新

聞・雑誌の一覧である。

1月（1日）中正日報（8日）若越自由新聞
 （12日）通信新聞（17日）活世界・経世新報（20日）読売新聞（23日）土陽新聞（27日）肥筑日報・民党（29日）自由

2月（2日）土佐・党報・湖南日報（3日）寸鉄（4日）都新聞・千代田新聞・大阪自由新聞（5日）北門新報（6日）民党（8日）峠中新報（9日）大阪曙新聞（15日）大野民報・自由平等経倫（16日）肥筑新聞

2月に入るとほとんど毎日のように発行停止が命じられているのを見れば、「読者眼光紙背に徹すべき也」という「女学雑誌」の慎重な筆の運びも、なるほどとうなづける。

さて2月16日も終わりの時刻になれば、地域によってはそろそろ投票結果の判明するころであった。もちろん現代の選挙なら、すでに投票日の数日も前に、大新聞社は大がかりな調査を行つて当落予想を掲載するところである。この明治25年の場合も、いくつかの新聞が相当な意気込みでそうした予想に挑戦した。次はそのうちの「読売」の例である。

○東京市各区選挙の結果 は開票の上ならずんば確知するを得ざるに付、其確報は本日更に号外を以て報道する処あるべきも、昨夜までに聞き込みし概況は先づ左の如くなりき。

●第一区 は橋本正隆氏と黒田綱彦氏との二人にて、昨日午後四時頃には黒田氏の方一票多数なりと噂ありしが、一票位にては決して黒田氏の当選とは予知するを得ず。多分少数の差にて、何れか当選のことと思はる。

●第二区 は肥塚龍、渡辺洪基、秋山小太郎の三氏にて、メ切り頃には肥塚氏四十八、渡辺氏四十八、秋山氏三十五と聞きし故、多分肥塚渡辺両氏中に当選すべし。(後略)。

(明25・2・16「読売」新聞)
 当時のかぎられた有権者数から考えると、お

そらく投票終了の時刻から記者が駆けまわつて、投票の行方をたずね歩いたにちがいない。が、それにしても、まだ投票箱の開く前に、具体的な数字をあげ、自信たっぷりに予想したものであった。結果としてはばり的中したケースもあり、またまるで予想外の場合も出たが、候補者同様、新聞社のほうもずいぶん気をもんだことは想像できる。

また一方では、まったく軽いノリでこの選挙の結果を気づかう人々もいた。

○民吏両党勝敗の賭 株式会社米商連中が何事にもつけ勝敗を賭する習ひとて、兜町蠣殻町辺にては今度の総選挙に就ても三一、五一、十一等を唱へ、民吏両党の勝敗より各個候補者の勝敗を予想して夫れぞれ賭事を試みたる由なるが（中略）。又之れと同時に民吏両党勝敗の見込に就ては、最初三一の売買を試みたるに大概五分五分の気配に、売人買人略々相半ばしたりしに、民党勝利の見込次第に勢力を加へ、一昨夜に至りては吏五民一、即ち五一の売買にても吏勝の買望人少く、中には吏七民一、吏十民一と段々吏勝の値段を引上げたる向きさへありしも（後略）。

（明25・2・20「郵便報知」）

このニュースに登場する人々こそ、日本における選挙トバクの、おそらくパイオニアだったにちがいない。ただもちろん、その後も引き続いてこの種の賭けが行われたとしての話である。

しかしあ一方では、候補者陣営やあるいは賭け金の損得のため結果を待ちかねている人々とは別に、その数倍もの期待と不安で、この日を迎えた人たちがいた。明治政府の要人たちである。第二回総選挙を仕掛けたのは、なにより彼らだったことを思えば、結果を心待ちする度合いは、こうした政府の人々が最も強かつたことは容易に想像できる。

2月16日、内幸町の警保局は、内務次官白根専一をはじめ役人はすべて早朝から出仕し、次々と駆けこんでくる電報配達人からあわただ

しく電報を受け取っていた。

○白根次官の多忙 昨日警保局内には早朝から各地選挙の電報到達し、同局より直ちに其電報を大臣の官邸に配達し、次官の官宅にては白根氏兼ねて各府県知事より通達しある当選者予報簿と照り合はせる杯非常の混雑にて、品川内務大臣の如きは昨日何人にも面会を謝絶し居れり。

（明25・2・17「毎日」新聞）

また別の記事では、16日午前11時より松方總理、大木文部、榎本外務、品川内務、田中司法の五大臣が集まり、午後4時まで閣議を続けたと伝えられた。それにしてもすでに内務次官の手もとに当選者予報簿があったとは、なんとも手まわしのことであつた。

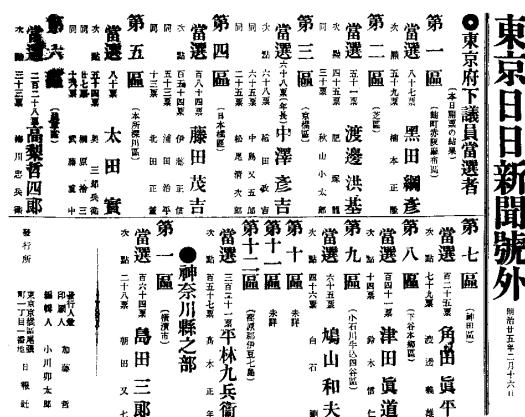
ところで手まわしのよさといえば、このとき歴史に残る手まわしのよさを發揮した人物がいる。15日投票日の夜、陸軍大臣高島鞆之助は、次のような手紙を松方總理あてに送った。

「一書拝呈仕候。陳者開票各地とも閣下御忠精之光輝相顯れ、全勝の予報に接せしは、實に邦家の大幸不遇之、深奉感謝候。就て茲に聊か祝意を表し候間、御笑納被下度、此段得貴意候。敬具。

二月十五日 高島鞆之助
松方總理閣下 」

〈政府派全勝〉というニュースを、陸軍大臣がいったいどこから得たかは、手紙には記されていない。おそらく「毎日」の記事にあったように内務省の当選者予報簿あたりが根拠であり、投票直後に各地の県知事が樂観的な報告をしたことによるものであろう。ただこの高島の手紙は、文面からあきらかなように手紙が主ではなく、松方總理への祝いの品に添えられたものであった。このときの付け届けの内容までは、さすがに歴史も記録していない。

ではこのような陸軍大臣の有頂天の喜びようは、時間がたつごとにいつそう増したであろうか？明治政府が選挙前に意図したとおり、全国から〈良民議員〉が続々名乗りをあげ、やがて招集される第三議会で政府が心やすらかに対処できるような体制が、着実に仕上がっていった



▲「東京日日新聞」号外 明25.2.16

であろうか？

16日午後、東京の各新聞社はいずれも号外の準備におおわらわであり、東京をはじめ近県から次々入ってくる選挙結果の印刷に追われていた。こうした速報が当時の新聞社には腕の見せ所であり、これから先の読者の獲得に大きな武器となつたのはもちろんである。上に示すのは「東京日日」新聞の号外である。

またできるだけ紙面を工夫して、さし絵もつけた読み物スタイルで当選議員の紹介を試みようとする新聞もこのころあらわれた。

「伝記肖像募集

三百の議員今や全く当選確定とならんとす。我社は○○先ち勉めて迅速に新議員の肖像伝記を世上に紹介せんことを期す。当選者諸君並に其知人諸君乞ふ、至急陸続投稿あれよ。

二月

国民新聞社

(明25・2・20「国民」新聞)

当選議員やその知人から、直接に〈伝記〉を募集するあたりはいかにも明治の新聞である。しかしこのころの議員にとって、自ら積極的に売りこむことがなければ、どのように痛烈に書かれるか知れたものでなかつた。たとえば次の記事は、ある本の中の議員紹介である。

「……名誉を貪る金持には相違なし。一国の代議士としては如何。蓋し頗る受取り難し。何となれば県会議員となりて、一人前の働くを為し得ざる人なればなり。今や当選の栄を担ふて出づ。君将た何を為さんとする乎」

(伊藤仁太郎『衆議院議員の解剖』)

標的にされたのは、この選挙で山梨から当選した代議士である。せっかく晴れの国会議員となつても、これだけ辛らつに槍玉にあげられる可能性があったとすれば、自伝募集の「国民」新聞の記事を見て、さっそく応募する議員が続出したにちがいない。

だがもちろんその前に、候補者たちは当選の栄誉を得ることが先決であった。選挙戦の緊張とはちがつた、それこそ胃の痛くなる思いで、彼らは開票の進行を見守っていたはずである。

四

2月16日からはじまつた開票が、いったいどれくらいの時間かかったかといえば、まず一週間は十分に必要とした。23日付けの「時事」新聞にも、「昨夕までに知り得たる新代議士二百九十七人中……」とあり、最後の最後まで当落の予断を許さない地域が続出した。しかも前章で見たように、混乱が頂点に達した高知二区と佐賀三区では、選挙のやり直しをしなければならなかつた。その結果が出たのは、この23日よりさらに数日後であり、したがつて300の議員すべての顔触れがそろつたのは、2月も末のことであつた。

ともあれ議会の新分野がどのように決定したかといえば、次のとおりである。

(民党)

弥生俱楽部（自由党）	九四名
議員集会所（改進党）	三八名
独立俱楽部	三一名
計一六三名	
(吏党)	
中央俱楽部	九二名
無所属	四二名
計一三四名	

この内、前議員は144名、新人議員は153名のぼつた。前代議士たちはこの選挙にほとんど打って出ていることから、かなりの人々が再選に失敗したことがわかる。また次のリストは、政府の干渉が効を奏し、落選の憂き目にあつた民党の大物候補者たちである。

(自由党) 松田正久・武富時敏・宇都宮平一・大井憲太郎・菊池侃二・高津仲次郎・板倉中

(改進党) 天野為之・青木匡・肥塚龍・安部興人・島田孝之・大津淳一郎

(その他) 楠本正隆・大江卓・堀江芳介・竹内綱・末広重恭・綾井武夫

(明25・2・19「朝野」新聞)

しかしこのリストでは、立候補を控えたはずの竹内綱が落選とされたり、また自由党の大物栗原亮一が抜けていることからみて、正確な記事ではない。が、それでもこのように、政府が最初から集中攻撃をかけた地方では、民党政議員が相次いで落選した。この20日前後の時点ではまだあきらかではないが、高知において片岡健吉、林有造という自由党大物が落ちたのはその最たるものである。もっともこの二人については、のち選挙訴訟が起こされ、結局は片岡たちが当選した。

しかしそれにしてもある。明治政府がなりふり構わぬ〈蛮勇〉をふるった第二回総選挙は、意外にも民党政が多数を制した。ただ選挙前には民党政170名、更党政130名というのがおおよその勢力分野であったから、民党政陣営にても圧倒的勝利を得たというわけではない。政府派にしても、一応はその数をふやし、多くの官僚候補を当選させた。このあたりの両陣営の複雑な気分は、次の「国民」新聞がうまくまとめている。

儲て総選挙の結果は猶ほ未だ判明せずと雖、政府も思ひしよりは多数を得ざるなるべく、民党政も思ひしよりは多数を得ざるべく、其公然両党政に名を列する人々も儲て愈よ決戦の日に至らざる以上は尚ほ確定多数を得たりと云ふべからざるものあらん。民党政は好し多数を得たりと仮定するも、決して斯かる姑息の勝利に安んずべからず。

(明25・2・20「国民」新聞)

だが、やはり「とはいえ」といわざるをえない。つい先ごろまでの政府派の攻勢に続く攻勢を思えば、たとえ〈姑息の勝利〉であっても民党政が勝利し、政府が敗れたことはまちがいなかった。この「国民」新聞にても投票当日の紙

面には、「今日は天下分目の日なり。民党政名続々投票函に入らば国民の頭上には日月輝かん」と緊迫の気分いっぱいに書くほどであったから、先の社説もこみあげる笑いを押さえながら書いたことであろう。

では、どうやら政府にとって敗色が濃くなりだしたこのころ、彼らはどのような思いで開票を見つめていたであろうか? 2月20日、松方総理は次のような手紙を、あわただしく内務大臣品川弥二郎に送った。

「拝啓。爾後益々御健康に被為復候事と奉敬賀候。陳ば總選挙去る十五日に相済、其後確定報告も貳百七拾位は相見へ、不日總人名も相違候時機に相成、此後之計画重大之儀と通心罷在候。(中略)。今般之總選挙、過半は先づ見込之人物選出相成候得共、此後之処甚懸念に不堪。(後略)。

二月二十日 正義

まだ樂観的な気分を保ってはいるが、それでも先行き政府の不利に展開しそうな様子に、率直に不安を表明した書簡である。つい4、5日前高島陸相から祝いの品を送られたときとは、打って変わった松方総理大臣の思いが想像できよう。

2月23日。

さらに状況が決定的となったこの日、総理官邸に次々と馬車が乗りつけられた。伊藤博文、井上馨、黒田清隆、西郷従道といった、松方内閣の黒幕たちである。会合の目的はもちろんこれから政局の検討であり、とりわけ、もはやだれの眼にもあきらかとなった政府の選挙干渉の後始末であった。おそらく民党政が過半数を占める次の第三議会では、この干渉問題が当然爆弾となって政府を揺さぶる。その不安が、このあわただしい会合の呼び水となっていた。

会議の冒頭、伊藤博文は次のように主張した——「干渉にかかるわったすべての地方官と警察官を、即刻罷免すべし」。もちろん言外には、そうした官吏や警官を動かした張本人、内務大臣品川弥二郎の首を斬れという伊藤の腹があつた点は、この日の出席者一同が感じたところで

ある。

ではなぜ、政府の分裂をもたらすような意見を、この日あえて伊藤は主張したのだろうか？状況から推測すれば、次のような理由が考えられる。

すでに第一議会途中から、伊藤博文の頭にははっきりとした政府党のイメージがあり、自分が下野してもその政党の党首になるという考えにとりつかれていた。すぐれた現実政治家たる伊藤の政治感覚は、日本の議会政治はもはや後もどりさせえぬものであり、この先政党の存在こそ国政のポイントであることを、しっかりと捕らえていた。したがって、そうした認識とはほど遠く、相変わらずこれまでどおり政府は力強く議会を押せるという山県や松方の判断とは、一線が生まれはじめていた。そのため、まるで維新前の〈朝敵征伐〉を想起させるような、品川たちの選挙戦術については、いかにもアナクロニズム的発想と伊藤の眼には映っていたにちがいない。松方内閣へのこうした伊藤の反発は、選挙戦が進むほどにこうじていたと思えるのは、明治天皇と侍従官佐々木高行の会話を記録した、次のような史料が存在するからである。

「高行は、品川は如何の模様かと伺ひ奉りしに、品川は正直なれど狭量にて議論中に肝癪を起こして泣き出し随分目茶苦茶の様子、伊藤が選挙の事を申したるに、品川は伊藤に対し、貴兄にても過激の言論あれば予戒令にて処分すべし、其の覺悟あれと申し、伊藤が怒り内務大臣にて此の伊藤を勝手に処分出来ずと口論したるよし（後略）」

（佐々木高行『明治聖上と臣高行』）
予戒令が出たのは1月28日。そして2月1日総理官邸で元老会議が開かれ、そこに品川が呼ばれたと新聞にある点から、おそらくその席での出来事である。しかしいくら興奮のあまりとはいえ、伊藤博文を相手に、「予戒令で引っぱってやる！」とすごむあたりは、いかにも品川弥二郎の面目躍如たるものがある。

こうした伏線があり、しかも伊藤が危惧したとおり政府の敗北がそろそろあきらかとなつた

2月23日の会議では、彼の品川憎しの思いは、なんとも当然であった。

五

それからしばらく時間が過ぎる。品川弥二郎が遂に内務大臣を辞職したのは、黒幕たちの会合から二週間ばかりたった3月11日であった。予想される第三議会での民党の攻撃を、ひとまずこの品川の辞職でそらし、なんとか乗り切ろうという松方正義の苦肉の策は見え見えであった。

第三議会の召集は、それよりさらに50日後の5月2日である。議会の焦点はなにより政府の選挙干渉の問題であり、衆議院の過半数を占めた民党勢力と、松方内閣が正面からぶつかるであろうとはだれもの予測だった。

しかし最初の火の手は、実に意外な方面からあがる。5月11日、これまでの日本の議会政治では、カヤの外の印象でしかなかった貴族院が、この日突然、政府非難の決議を可決した。次はそのときの提案者、山川浩の演説の一部である。

「唯天下に向って今度の議員干渉……議員選挙に官吏が干渉したかしないかと言うことを聞いて見ると、異口同音に干渉したということは事実上疑いのないことと存じます。それ故に本員は、世論に依って十分政府の反省を促し、この際どうか後の始末を附けろという外ならぬことでござります」

（「貴族院議事速記録」）

これまで二度の議会では、まず無条件に、貴族院は政府の支援の場であった。議員の構成が多額納税者であり、あるいは有爵者、保守派の学者であれば当然の結果である。ところがこの日、「後の始末をつけろ」という政府問責の提案が、賛成88、反対68という大差の数字で通過した。もっともこの貴族院の決議にしても、松方政府に勧告するというスタイルであり、いうならば当の犯人に、「善処を期待する」程度にとどまるものである。

しかしそれでも、「貴族院でさえ」という効

果は絶大であった。

翌12日、勢いづいた民党は、河野広中以下8人の連名で、次の上奏案を議会に提出した。

「衆議院議長星亨誠惶誠恐頓首頓。茲に衆議院の決議を以て上奏す。本年二月総選挙に際し（中略）内閣大臣は行政百司の上に居り之を指揮監督す。然るに其亂虐の拳動を見て之を制することを為さず。非法の行為を措て之を問ふことを為さず。抑も是れ内閣大臣の責に非ずして何ぞや。（中略）。是れ内閣諸臣の举措、竟に国家の昌運臣民の福利と相容れざるところなり。臣亨、誠惶誠恐頓首頓首。伏して願くは陛下聖鑑を垂れ叡断を下して、其典憲を潤讀し選権を蔑したる者の咎過を匡正し給はんことを謹て上奏す」

（「衆議院議事速記録」）

〈誠惶誠恐頓首頓首〉とはなんとも時代がかった表現だが、臣下が天皇に対する決まり文句である。すなわち衆議院の場合は、もはや松方政府を相手とせず、直接天皇に訴えるという手段に出た。いうなれば直訴である。現代政治では、野党勢力が議会で過半数を占めた場合、当然内閣不信任案の上程ということになろう。しかし当時としては、松方内閣がいくら退陣しても、その後の内閣は議会勢力の多数に関係なく作られるものであったから、こうした〈上奏〉という方法しかなかった。ただ、もともと今回の選挙干渉のきっかけが、明治天皇の、良民議員を出すようにという発言ではじまったことを考えれば、なんとも皮肉な感は逃れない。

ともあれこの上奏案の提出で、議会は一気に緊張状態となった。

この日衆議院の傍聴席には、2年前の第一議会の開幕時に劣らないほど、大勢の人々がつめかけた。次はその人気ぶりを伝えるニュースである。

○傍聴券の競売　　本日は干渉問題議事に上り天下分け目の関ヶ原なれば、温激両党一騎当千の武夫等、各々我先にと発言を争ひ、場合によりては政府よりも三大臣出席して畢生の雄弁を振ふとの事なるより、傍聴券の景気俄に上鞘となり、一円二円三円と競

り合ひ、遂に五円或は十円迄に暴騰したる由。惜むべし、議員一人傍聴券僅かに一枚を有するのみなるを。

（明25・5・12「朝野」新聞）

その日議場で発言する権利を得ることを、いかに議員たちが熱望したかは、賛否あわせた発言希望者が45名にものぼったことでわかる。しかし実際に演壇に立つことができた人々は、民党では河野広中、島田三郎、立川雲平、犬養毅、角田真平、政府派では大岡育造、高梨哲四郎らであった。

とりわけ島田三郎と立川雲平の2人の演説は、いずれも2時間をこえ、まるで衆議院の議場全体が、いまや松方政府を裁く法廷となつたかの印象を人々に与えた。

「西洋のことわざに、いかなる悪政府も無政府に優るという言葉がありますが、あえてわたしは、無政府のほうが可であると申したい！」

議場がどっとわいた、島田三郎の大見得である。

また立川雲平は、政府が追いつめられたあまり議会に解散という脅しをかけてきても、自分たちはけっしてひるまないと声を高くしたあと、

「東都の春色もすでに擾乱したれば、諸君とともに郷里に帰り、閑静な田舎で妻子とともに英氣を養うのも、また快であります！」

と、これまた余裕たっぷりな見得を切って、大拍手を浴びた。

この日、本会議の開始時刻は、議事録には1時10分とあるから、立川雲平が降壇したのは午後5時をまわっていたにちがいない。2人の代議士の大雄弁で、形勢はあきらかに民党有利の展開となった。

さてここで突然登壇したのは、宰相松方正義である。前日の新聞には、この日かならず総理大臣が、自ら反撃の演説をすると予測も出ていないから、議場の雰囲気にしづれを切らしたものである。

「諸君、いま議題となっております上奏案は、内閣大臣を誣ることはなはだしきものがあります。一言しておきますが、上奏案にいうよう

な、行政官吏が職権を乱用して選挙人を誘惑したり、脅迫したというような事実は、政府はいつせい認めませんぞ！」

このようなふらちな提案が議場に持ち出されたことを、政府はけっして黙過しない。またさきほどの立川雲平の演説では、政府が明治天皇から資金を引き出して選挙運動に使ったというが、どこにその証拠があるというのか！

持ち前の大声をこのときとばかりに張りあげ、顔面を真っ赤に染めながら総理大臣は民党席をみらみつけた。

しかし現実には、政府内部からもすでに非難の声があがり、伊藤あたりからは関係者すべてを処分しろといった搔きぶりが出て松方内閣は苦慮していたのであるから、この答弁は見事な演技であったというほかはない。また政府の運動費にしても、真相はどうやら立川雲平の指摘に近かったのであるから、松方の胸中はズバリ痛いところを突かれたといった思いであったろう。

この11日、松方内閣で演壇に上がったのは、松方ただひとりである。新聞が予想したように、大臣がそろって〈雄弁を揮う〉場面は遂に出現しなかった。そのかわりに政府の応援に立った代議士たちの内で、政府派議員からヤンヤの拍手を浴びたのは高梨哲四郎である。

「選挙ばかりを立憲政体の本分と考えたり、やれ憲法にちがってどうこうといい立てるのは、なんとも耳うるさい話でござります。それに裁判所で証拠立てをすることく、だれが打たれたの、鼻をそがれたの、耳をそがれたのという法律話は、聞くさえ不愉快であります！」

高梨の演説の途中、「この人非人！」と、悲鳴に似たヤジが立川雲平からあがつたと速記者は記録している。

弁論が打ち切られ上奏案が採決に入ったのは、午後8時をまわったころである。

賛成143票、反対146票。

3票というほんのわずかな差であったとしても、意外な結果に議場全体がどよめきの声をあげた。

議会の民党議員の数からすると、逆に賛成派

が僅少差で勝ちをおさめたはずである。しかしそう運ばなかったのは、〈上奏〉というスタイルにこだわる議員が出たのと、また上奏文の字句に抵抗を示す議員が民党側に出たためであった。しかしいずれにしても松方内閣はこれで胸をなでおろし、第三議会のヤマもあっけなく過ぎたかにみえた。

ところが2日後、5月14日の本会議で、長野選出の代議士中村弥六が突然立ちあがり、次のような緊急動議を提出した。

本年二月の衆議院議員選挙に際し、官吏が其職権を乱用して選挙権を侵犯したるは、其証跡明確にして全国人民の具瞻する所、区々の弁疏を以て之を蔽ふべきに非ず。本院は認めて以て事実と為す。内閣大臣は宜しく反省して、其責に任じ自ら疏決する所なかるべからず。否らざれば、立憲制度の大綱を失墜せん。茲に之を決議す。（「衆議院議事速記録」）

上奏といった生温い方法ではなく、今度は直接、内閣に選挙干渉の責任を問い合わせ、その退陣を求めるものである。決議の表現も短かな文章で、スパリと核心をついた提案であった。提案の仕方も全く突然であり、民党側の秘策といえば秘策だったといえる。

はたしてこの議案の検討がはじまってしばらくたったころ、あわただしく松方正義が議場に姿を現し、議長の許可を得るのももどかしげに演壇に上った。

「諸君、たとえこのような議題が可決になりましても、かくの如きあいまいな事実をもとに、わたしどもは責任を取るつもりはない。わが帝国政府の大臣は、軽々しく進退するものではけつしてありませぬぞ！」

居丈高といった感じは、2日前とおなじである。ただあまりの急な展開に、少々我を忘れたヒステリックな反発であった。それも前回は上奏という天皇あての動議であったのにくらべ、今回はストレートに松方内閣が糾弾されたためである。

松方演説のあと、賛成発言と反対発言が例によつて交錯し、やがて採決に入った。

出席議員の総数265名。そのうち賛成154名。反対111名。

12日の結果とはちがって、今度は民党の圧倒的な勝利であった。議長の星亨が数字を発表すると同時に、拍手かつさいと怒号の声、それに何人もが席をけたてて退場する音がいりまじって、衆議院議場は一大喧騒の場に化した。

民党が望むような内閣がたとえ不可能であつても、とりあえず現在の松方内閣を倒す。自由党や改進党のこの方針の転換は、彼らが予想した以上の衝撃を、政局に与えた。松方内閣の命運ももはやこれまでと思えるような状況が、このとき訪れたのである。

しかし、日本の議会政治のはじまりの時代は、実に様々な、現代では想像もできぬ意外な状況を出現させるものである。

5月16日。

まだ一昨日の興奮が冷めやらぬこのとき、突然次のような詔勅が下された。

「朕帝国憲法七条ニ依リ五月一六日ヨリ二十二日迄七日間帝国議会ノ停会ヲ命ス」

帝国憲法七条とは、天皇の国会招集権と解散権を定めた規定であり、天皇は停会を命じることができるとその中に定めていた。現在の憲法では、もちろんこうした停会の規定はなく、あくまでも天皇を主権者とした当時の政治の産物であった。

ではこのときの突然の停会命令が、なにを目的として出されたかであるが、次はその疑問を推測した新聞記事である。

○内閣の決心強固なり　　彼の選挙干渉の決議は、取りも直さず内閣の信任投票を為したるに外ならざれば、内閣は大に決心する所あり。先づ議会を停会し、議会をして充分反省する所あらしめ、若し猶ほ反省する所なくんば、其際直ちに解散を上奏することに閣議一決し居れりと云ふ。

(明25・5・17「朝野」新聞)

内閣を非難するとは、まことにもって言語道断である。よって、議会が十分反省するまで国会を開かない。

5月23日。

一週間の〈反省期間〉が過ぎ、ようやく議会は再開された。この日衆議院の傍聴席は超満員であり、選挙干渉問題をめぐって民党と政府が再度ぶつかりあうことを、だれもが期待していた。

議事の開始直後、島田三郎以下数十人の連名で、昨日までの国会停会の理由をあきらかにしろと、政府に迫る質問書が提出された。が、ただそれだけである。傍聴人席がわきたつ場面は、この日ただの一度も起こらなかった。

翌々日、質問書に対する回答を、松方内閣は衆議院議長に提出した。その内容は、停会は憲法七条に依るものであり、政府は理由を説明する必要は認めない、という木で鼻をくくったような返答である。

いまから見るとどれほど奇異に映ろうとも、政府の選挙干渉問題は、衆議院においてはもはやこれまでであった。民党議員がふたたび決議をかざして政府を追いつめることも起らなければ、松方内閣がこの問題の処理で、その存立自体を危うくする状況は遂に出現しなかった。

つい2ヶ月前の、死傷者を合わせると数百名という大事件の後始末が、国政の場では、「弁明するかぎりにあらず」といった政府の説明であっけなくチョンにされたのである。

では実際に選挙干渉の先頭に立ち、伊藤博文をしてまで、首を斬れといわせしめた、地方官や警察官のその後はどうだったろうか？

まず県知事や郡長についてはほとんどその責任を問われることなく、そのままにとどまり、あるいは転任で処理された。たとえば最も勇猛をふるった高知県知事調所広丈は、鳥取県知事にといった具合である。また警部長や警察署長についても、だれひとり免職になるものもなく、せいぜい別の赴任地へ移ったにすぎなかつた。上司たる彼らがなんら処分されなかつたのであるから、その下の警部や巡査が選挙干渉を理由に首を切られるはずはなかつた。

しかし、たとえほんの一部でも彼らを転任させざるを得なかつたのは、それだけ国民の憤激

が強く、彼らをその地にとどめればその後の行政に支障があると、政府もさすがに判断したものである。

次のニュースは、そうした地方の選挙後の風景である。

(富山県) 磯波郡長千々岩氏は、県知事の命を受けて己の管内を縦横に切って廻り、終に改進党の候補者島田孝之氏を追い落してお味方議員を当選せしめたるより、郡長はいよいよ県知事のお覚え目出たかりしも、郡民の同氏を見ること蛇蝎の如く誰あって同氏に家屋を貸すものなき故、余儀なく家族を高岡に残し己れ独り同郡に留って某寺院の一室を借受け暫く住居せしに、又もや檀家一同より故障起り同寺を断られたれば、今度は予て懇意にする酒屋の二階を借りて止宿せしに、酒屋の華主は同盟して其酒屋より一切買はぬ事に取りきめたれば、酒屋の主人も閉口し日々郡長に向って移転の事を督促し居る由。

(明25・8・26「読売」新聞)

この嫌われ者の郡長については、まもなく東京の警察署長に転任となり、そこでも住民から排斥運動が起こされたというエピソードが残っている。

また他の土地でも、警部長の追いたてがしきりと進められたり、あるいは巡査の駐在所が壊されるか公売に付されるという事態さえ生まれた。いまなら考えもつかぬ話だが、これは当時の駐在所が個人の持家を借りたり、または住民の拠金で建てられたりしたためである。「われわれは巡査のご厄介にはなりませぬ。かれらごとき巡査には、けつして自分たちの生命財産の保護は頼みませぬ!」—これは第三議会の演説で立川雲平が引用した、駐在所を取り壊すさいの人々の意氣高らかな言葉である。

しかし、こうした動きが大きく盛り上がりやがてそれが国政を揺り動かすまでになったかというと、けつしてそなならなかつたのも当時の日本の現実であった。議会での追求がパッタリやむとともに、選挙干渉への怒りも、いつしか人々の脳裏からは忘れられる時間が到来したのである。歴史上の出来事の多くがそうである

ように、明治25年の幕開け、日本全国を巻き込んだ政治ドラマも、いまや追憶の世界に没しようとしていた。

ただそれにしても、あまりに早い結末であつた。

〈エピローグ〉

明治25年第2回総選挙の一部始終は以上のとおりである。〈選挙〉という、現代ではごく日常的な普通の政治行動をめぐって、これほど多くの見せ場をつくった例は、日本の歴史はじまって以来であった。そしてそれがもはやその枠や理解を越えて、一種の内乱状態を生みだしたことは、ここまで見てきたとおりである。

しかし、そうした外面のけたたましさに私たちは驚くと同時に、次の2つの点に衝撃にも似た思いを抱かされる。

ひとつは、当時の人々が一票を投じる行為に、いかにひたすらな思いをこめたかという点である。議会政治のはじまりのときには、干渉や妨害を受ければ、極寒の水の中に飛びこんでも人々は投票所に向かおうとした。また何千という人間たちが、投票箱を死守して深夜に山中を越えた。このような、なんとも素朴な議会政治への信頼と期待こそ、今日の私たちの社会を生み出したといつても言い過ぎではあるまい。

あとひとつの感想は、それとはまったく相反する思いである。およそこのときの選挙干渉は、ありとあらゆる手段のオンパレードであった。買収、脅迫にはじまり、演説妨害、候補者への襲撃、大がかりなデマ、投票箱の奪取……考えつくかぎりの方法はこのときの選挙すべて出つくしたといえよう。そしてさらにこの後、スケールこそ多少ちがつたにしても、日本の選挙ではそれらが繰り返された。中には、干渉の主役こそ明治25年と同じだったという、大正4年のケースさえある。

いうならば明治25年の悲喜劇は、この2つの両極端の性格を持っていたことで、いまなお現代的意義を持ち続け、選挙とは何かを私たちに考えさせてくれるのである。なるほど現代の

選挙では、当時のように死者が出るほどの騒ぎにはまずならない。しかし、有権者の自由な投票の意思を押さえつけたり、強引に特定の候補者に誘導する試みは、いまでもめずらしいことではない。中には、もはや暗躍という程度にとどまらず、自昼堂々とそうした選挙干渉が行われる地域も存在する。

そう思うと、明治25年からの約百年間、議会政治・代議政治という近代的な政治のスタイルは、私たち日本人にはどれほど身についたかと考えざるをえない。

しかしとはいっても、たとえその疑問に否定的な答えを出そうとも、私たちはもはや〈選挙〉という手段を、そう簡単に手放すわけにはいかない。なぜならその後にくる政治が、どれほど国民の魂を圧し殺し、抜け殻をしてしまうかをつい数十年前に経験しているからである。フランスの哲学者ルソーは、「国民は選挙の時だけ政治の主人公となり後は奴隸でしかない」と、いらだちの思いもこめて代議政治の現状を批判した。しかしルソーからいまだそう皮肉られようと、投票所に向かうのを私たちはやめるわけにはいかない。もしそれをやめることでもあれば、永遠に私たちは奴隸の身分に舞いもどってしまうからである。

その点で、明治25年の出来事は、いまだ決着はついていない。この小史に登場した人々のさまざまな思いは、時を変え人を変えて、なお私たちの社会に生き続けているのである。

[参考文献]

- 『品川子爵伝』 村田峰次郎 (大日本図書) 明43
- 『品川子爵追悼録』 阿武信一編 (警眼社) 明33
- 『大浦兼武伝』 (大浦子爵記念事業会) 大10
- 『伊藤博文伝』 (春畠公追頌会) 昭15
- 『伊藤博文演説集』 伊藤公全集 昭4
- 『公爵松方正義伝』 德富蘇峰 昭10
- 『公爵山県有朋伝』 " "
- (山県有朋公記念事業会) 昭7
- 『犬養木堂伝』 (木堂先生記念刊行会) 昭13
- 『片岡健吉先生伝』 川田端穂 昭5
- 『明治聖上と臣高行』 津田茂麿 昭2
- 『牧野伸顕回顧録』 (文藝春秋社) 昭和23

- 『鷗堂自伝』 尾崎行雄 (大阪時事新聞社) 昭23
- 『植木枝盛日記』 (高知新聞社) 昭和30
- 『尾崎三良自叙略伝』 (中公文庫) 昭51
- 『陸奥宗光伝』 渡辺幾次郎 (改造社) 昭9
- 『大日本憲政史』 大津淳一郎 昭2
- 『日本政党発達史』 斎藤熊蔵 大6
- 『日本政党史』 林田亀太郎 (大日本雄弁会) 昭2
- 『三多摩政戦史料』 渡辺鉄藏 大13
- 『長野県政党史』 丸山福松 昭3
- 『同時代史』 三宅雪嶺 (岩波書店) 昭24
- 『内務省史』 (大霞会) 昭46
- 『破壊党の内幕』 神代栄寿 (万字堂) 明25
- 『選挙干渉民党大勝利』 (書籍行商社) 明25
- 『選挙実録』 (民友社) 明25
- 『人物管見』 (民友社) 明25
- 『国会料理議員の風味』 一山百文 明23
- 『壯士之本分』 梅田又次郎 (博文堂) 明22
- 『衆議院議員の解剖』 伊藤仁太郎 明25
- 『明治天皇と立憲政治』 渡辺幾次郎 昭10
- 『国会選挙事始』 犬養健 昭9
- 『明治警察史研究』 高橋雄豺 (令文社) 昭38
- 『選挙干渉二閑スル参考書類』 衆議院事務局 明25
- 『選挙干渉問題二付衆議院ノ上奏案及決議・島田立川等諸氏ノ演説二対スル弁妄』 朝野新聞社 明25
- 『衆議院議員総選挙一覧』 林田亀太郎 明37
- 「団々珍聞」「女学雑誌」「警察監獄学会雑誌」「土佐史談」

- 「読売」「朝野」「東京日日」「東京朝日」「毎日」「郵便報知」「国民」「新聞集成明治編年史」
- 「衆議院議事速記録」「貴族院議事速記録」